

地域経済好循環拡大推進会議（全国連絡会）

< 第一部 >

マイナポイントによる消費活性化策等

令和3年1月

総務省 地域力創造グループ

マイナポイント施策推進室・地域情報政策室

マイナポイント事業の拡充に伴って各地方公共団体をお願いしたい対応

マイナポイントによる消費活性化策の拡充

年度末にかけ、カード未取得者にQRコード付交付申請書を再配布するとともに、令和3年3月末までにカードを申請した者までを対象に拡充した上で、令和3年9月までマイナポイント事業を延長

お願いしたい対応

順次お手元に届いているQRコード付交付申請書等を活用し、令和3年3月末までにカードの交付申請をいただければ、令和3年9月末までのマイナポイントの申込、決済サービスの利用によりマイナポイントが取得可能なこと

について、**マイナポイント事業費補助金（補助率：10／10）**を活用し、**年明けから年度末にかけ、可能な限り以下による積極的な周知を図っていただきたい。**

- 各団体が発行する**広報誌への記事の掲載やチラシ折込の実施、SNS等への投稿**
- 各団体の**公共施設**（学校、公民館等）への**ポスターの掲示やチラシの配布**
- 各地域内の**商業施設等へのポスターの掲示やチラシの配布**（連携可能な事業者についてはP11に掲載）
- **各地方新聞への記事の掲載**
- その他 **地方公共団体における広報の優良な事例を参考とした取組**

（R2.9.10「地方公共団体におけるマイナポイント予約・申込支援及びマイナポイント事業広報の取組について」を参照）

マイナポイント事業費補助金について

- ✓ 今後、2月中旬に交付申請の機会を提供（3月上旬に交付決定を予定）
- ✓ 最終的な交付決定額は、全団体からの補助申請額に基づき算定することとなるが、**現行の基準額の1／4以内の金額であれば、追加で申請を頂いても確実に交付可能となる見込みのため、交付決定前から積極的な周知の取組をお願いしたい。**

マイナポイントによる消費活性化策の拡充

R3予算額(案):250.0億円
R2第3次補正予算額(案):250.0億円
(R2予算額:2457.6億円の内数)

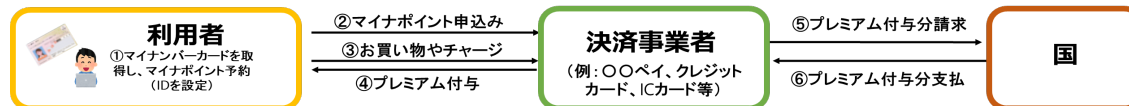
現行事業の概要

- **マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする**（「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)）

⇒ **マイナンバーカードによる本人確認をした上で選択したキャッシュレス決済サービスで使えるポイントを上限5,000円分付与**

※105のキャッシュレス決済サービスが登録 ※民間事業者11社（郵便局、コンビニ等約9万拠点）、1,729市区町村において予約・申込の支援を実施

<マイナポイントの仕組み>



<申請状況>

(参考) マイナポイント事業開始以前の平均申請受付数：約45万件（2,529万件÷57ヶ月（H27.10～R2.6））

		～6月末	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
マイナンバーカード	有効申請受付数	2,529万件	157万件	162万件	174万件	130万件	116万件	90万件	3,357万件
	交付実施済数	2,221万件	103万件	140万件	140万件	172万件	153万件	148万件	3,077万件
マイナポイント	予約件数	108万件	176万件	200万件	249万件	172万件	151万件	120万件	1,176万件
	申込件数	—	185万件	209万件	267万件	175万件	155万件	120万件	1,110万件

拡充内容

	現行	拡充後
手続	マイナポイント予約・申込	マイナポイント予約・申込
手続の期限	令和3年3月末	令和3年9月末 ※マイナンバーカードの申請を 令和3年3月末までに行う必要
対象者数	4,000万人	5,000万人（※）
ポイント上限	5,000円分	5,000円分
お買い物・チャージの期限	令和3年3月末	令和3年9月末

+1,000万人×5,000円分=500億円
※R2年度末までのカードの交付可能枚数を踏まえ、R2補正、R3当初に250億円ずつ計上。

(※) 令和2年度末にかけてのマイナンバーカード未取得者に対するQRコード付申請書（約8,000万枚）の再送付や今年度末からの健康保険証としての利用開始のPRを通じ、年度末にかけて大幅な申請件数の増加が生じたとしても十分に対応できるよう、対象者数を設定

(参考) マイナンバーカードの交付状況 (令和3年1月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,138,033	30,765,617	24.2%
特別区	9,570,609	2,782,394	29.1%
政令指定都市	27,540,108	7,084,320	25.7%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	18,671,412	23.6%
町村	10,783,206	2,227,491	20.7%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	66,350	34,950	52.7%
宮崎県都城市	164,506	82,881	50.4%
兵庫県三田市	111,934	43,713	39.1%
奈良県橿原市	121,736	45,817	37.6%
鹿児島県西之表市	15,176	5,579	36.8%
三重県いなべ市	45,713	16,681	36.5%
東京都中央区	168,361	61,374	36.5%
奈良県生駒市	119,483	43,424	36.3%
東京都港区	260,379	92,867	35.7%
北海道千歳市	97,552	34,262	35.1%

【町村】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R3.1.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	340	249	73.2%
大分県姫島村	1,991	1,075	54.0%
静岡県西伊豆町	7,741	4,001	51.7%
長野県南牧村	3,113	1,473	47.3%
茨城県五霞町	8,512	4,027	47.3%
奈良県曾爾村	1,427	614	43.0%
福島県富岡町	12,728	5,400	42.4%
鹿児島県屋久島町	12,334	5,196	42.1%
鹿児島県中種子町	7,924	3,163	39.9%
沖縄県伊是名村	1,408	545	38.7%

(参考) マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について

都道府県一覧(令和3年1月1日時点)

順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.1.1時点】	人口に対する 交付枚数率
1	宮崎県	1,095,903	358,411	32.7%
2	東京都	13,834,925	3,945,964	28.5%
3	奈良県	1,353,837	385,025	28.4%
4	兵庫県	5,549,568	1,542,884	27.8%
5	神奈川県	9,209,442	2,464,124	26.8%
6	滋賀県	1,420,948	373,016	26.3%
7	大阪府	8,849,635	2,305,743	26.1%
8	長崎県	1,350,769	338,477	25.1%
9	山口県	1,369,882	342,400	25.0%
9	千葉県	6,319,772	1,577,748	25.0%
11	京都府	2,545,899	632,864	24.9%
12	熊本県	1,769,880	430,940	24.3%
13	広島県	2,826,858	682,046	24.1%
14	徳島県	742,505	177,689	23.9%
14	静岡県	3,708,556	885,990	23.9%
16	福岡県	5,129,841	1,210,086	23.6%
16	石川県	1,139,612	268,698	23.6%
18	埼玉県	7,390,054	1,730,648	23.4%
18	大分県	1,151,229	269,337	23.4%
20	茨城県	2,921,436	681,076	23.3%
21	三重県	1,813,859	420,808	23.2%
22	宮城県	2,292,385	529,672	23.1%
23	愛知県	7,575,530	1,741,989	23.0%
23	島根県	679,324	155,946	23.0%

順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.1.1時点】	人口に対する 交付枚数率
25	佐賀県	823,810	187,964	22.8%
25	香川県	981,280	223,876	22.8%
27	富山県	1,055,999	240,027	22.7%
28	鳥取県	561,175	125,623	22.4%
29	鹿児島県	1,630,146	363,559	22.3%
30	山梨県	826,579	183,124	22.2%
31	栃木県	1,965,516	433,993	22.1%
32	岡山県	1,903,627	418,450	22.0%
32	愛媛県	1,369,131	300,841	22.0%
34	福井県	780,053	167,957	21.5%
35	北海道	5,267,762	1,116,158	21.2%
36	和歌山県	954,258	200,719	21.0%
37	秋田県	985,416	206,407	20.9%
38	岩手県	1,235,517	257,059	20.8%
39	福島県	1,881,981	389,080	20.7%
40	青森県	1,275,783	262,226	20.6%
41	岐阜県	2,032,490	414,923	20.4%
42	沖縄県	1,481,547	292,756	19.8%
43	長野県	2,087,307	408,122	19.6%
44	群馬県	1,969,439	382,073	19.4%
45	山形県	1,082,296	207,397	19.2%
46	新潟県	2,236,042	411,711	18.4%
47	高知県	709,230	119,991	16.9%
	全国	127,138,033	30,765,617	24.2%

令和3年度マイナポイント事業費補助金（想定）

概要

- 令和3年度もマイナポイント事業費補助金を交付予定※
- **基準額は、事業期間を踏まえ、令和2年度（増額後）の1／2程度を設定予定**
- **令和3年4月以降、補助率10／10で交付予定**

※ 補助金の申請にあたっては、マイキープラットフォーム運用協議会の会員であることが必要

※ 補助金の手続で作成する書類については、押印の省略が可能

項目	内容
1. 総額	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年度明許繰越予算額：未定※ 国で、令和2年度予算の未交付決定分を、令和3年度に明許繰越する予定
2. 主な対象経費	<ul style="list-style-type: none">○ 本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助<ul style="list-style-type: none">・ マイナポイント予約・申込支援・ JPQR、キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等・ 消耗品費、印刷製本費等・ 新聞広告、チラシ作成等・ 説明会等会場使用料・ パソコン等リース料・ 民間事業者等への事務委託費用
3. 算定方法	<ul style="list-style-type: none">○ 対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額※ 基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和により算出
4. 補助対象期間	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年4月1日～令和3年9月30日

マイナポイント事業費補助金関係スケジュール（想定）

	令和2年 ～12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月～
令和2年度 執行分 (当初予算)	11月申請 					
				所要見込額調査 		
				2月申請 		
				実績・確定報告 		
令和3年度 執行分 (明許繰越)				R3分申請（第1次） 		
				※適宜、申請依頼 		

(参考) QRコード付交付申請書に同封するマイナポイント事業の周知チラシ

<表面>

まだ間に合う!

あなたに届け!

マイナポイント

2021年3月までに
マイナンバーカードを
申請すると
マイナポイントがもらえる!

対象期間が
変わりました!

付与率
25%

と5000円相当

まずはマイナンバーカードの申請をしましょう

スマートフォンでの申請方法

1 同時の交付申請書に記載のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録

2 登録したメールアドレス宛に届く申請者専用WEBサイトにアクセスし、顔写真を登録

3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し送信

必要事項入力 送信

申請が完了した旨のメールが届いたら**手続完了**です!

マイナンバーカードの申請をしたら裏面へ

<裏面>

申請後

1 市区町村から「交付通知書」が届きます。(申請から約1か月後)

2 交付通知書に記載の必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

マイナンバーカード受取の際に設定する「数字4桁のパスワード」は、マイナポイント予約・申込に必要です。

マイナンバーカードを受け取ったら、
マイナポイントを申し込みましょう

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。
マイナポイント申込みの際に決済サービスを1つ選択しましょう。



対象となる決済サービス
検索はこちらから

3つの方法・場所で申込みできます!

- 準備するもの
- ご自身で設定した数字4桁のパスワード
 - マイナンバーカード
 - 決済サービスの情報

1 マイナポイント手続スポット

お近くの手続スポットを探しましょう!



お住まいの市区町村窓口や、お近くの郵便局、コンビニ、スーパー、携帯ショップ、量販店、銀行等で手続を行うことができます。

※一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

2 スマートフォン

24時間手続可能

マイナポイントアプリをダウンロード
マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は右のQRコードからご確認ください。



3 パソコン

24時間手続可能

マイナポイント予約・申込サイトを検索

マイナポイント予約・申込サイト

- 「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。
- マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。



いつまでにマイナンバーカードを申請すれば、
マイナポイントがもらえるの?

2021年3月までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントをもらうことができます。カード受取後、マイナポイントの申込みを行い、2021年9月までのチャージまたはお買い物が対象です。

※予算等の状況によって変更となる場合があります。

最新の情報はマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

総務省 関係先 音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。 平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

活用可能な広報素材 (データ提供) ①

<リーフレット>

<チラシ>

マイナンバーカードをお持ちでない方へ
QRコード付き交付申請書を送付!

マイナンバーカード

2021年3月までに
**マイナンバーカードを
申請すると
マイナポイントがもらえる!**

付与率 **25%**
最大 **5,000円** 相当

マイナンバーカードを
まだ、もっていない方

マイナンバーカードを申請しましょう

4つの方法で申請できます

1. 市役所・区役所・市民センター
2. 郵便局
3. マイナポータル
4. スマートフォン

マイナンバーカードを
すでに、もっている方

マイナポイントを申し込みましょう

3つの方法・場所でお申し込みいただけます

1. マイナポータル
2. スマートフォン
3. パソコン

QRコード付き
交付申請書
を送付中!

あなたに届け!

マイナポイント

2021年3月までに
**マイナンバーカードを
申請すると
マイナポイントがもらえる!**

付与率 **25%**
最大 **5,000円** 相当

QRコードを使って、お家でスマホでカンタン申請!

1. カードの情報はスマートフォンで入力
2. 登録したメールアドレス宛にQRコード付きの申請書を送付
3. 必要書類を添付して、市役所・区役所へ提出

申請が完了した旨のメールが届いたら手続き完了です!

1. 市役所・区役所・市民センターへお越しください。
2. 交付申請書の受付を済ませ、マイナポイントの申し込みを済ませてください。

マイナンバーカードを受け取ったら、**マイナポイント**を申し込みましょう

マイナポイントの申し込みはマイナポータルから、付与率25%、最大5,000円相当のマイナポイントがもらえるので、ぜひお申し込みください。

3つの方法・場所でお申し込みいただけます!

1. マイナポイント申請スポット
2. スマートフォン
3. パソコン

いつまでにマイナンバーカードを申請すれば、マイナポイントがもらえるの?

2021年3月までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントがもらえることが可能です。マイナポイントの申込みは、2021年9月までの期間が有効となります。お申し込みはマイナポータルから、付与率25%、最大5,000円相当のマイナポイントがもらえるので、ぜひお申し込みください。

総務省 0120-95-0178

マイナポイント / よくあるご質問について

マイナポイントとは、マイナンバーカードを申請した際に付与されるポイントです。付与率は25%で、最大5,000円相当のポイントをもらえます。

マイナポイントの申請は、マイナポータルから行うことができます。マイナポータルには、マイナポイントの申請方法や、よくあるご質問について詳しく説明しています。

マイナポイントの申請(スマートフォン)

マイナポータルからマイナポイントの申請を行うことができます。マイナポータルには、マイナポイントの申請方法や、よくあるご質問について詳しく説明しています。

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが
健康保険証に!

マイナンバーカードが健康保険証に統合されることで、マイナポイントの申請もより簡単になります。

<新聞広告全5段>

<新聞広告半5段>

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ

**QRコード付き交付申請書が
順次送付されます!**

2021年3月までに
マイナンバーカードを申請すると
マイナポイントがもらえるよ!

付与率 **25%**
最大 **5,000円** 相当

QRコードを使って、
お家でスマホでカンタン申請!

1. 交付手数料無料
2. 登録したメールアドレス宛にQRコード付きの申請書を送付
3. 必要書類を添付して、市役所・区役所へ提出

申請が完了した旨のメールが届いたら手続き完了です!

申請後、概ね1か月で市区町村から「交付通知書」が届きます。必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

総務省 0120-95-0178

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ

**QRコード付き交付申請書が
順次送付されます!**

2021年3月までに
マイナンバーカードを申請すると
マイナポイントがもらえるよ!

付与率 **25%**
最大 **5,000円** 相当

QRコードを使って、お家でスマホでカンタン申請!

1. 交付申請書に添付のQRコードを読み取り、スマートフォンで入力
2. 登録したメールアドレス宛にQRコード付きの申請書を送付
3. 必要書類を添付して、市役所・区役所へ提出

申請が完了した旨のメールが届いたら手続き完了です!

申請後、概ね1か月で市区町村から「交付通知書」が届きます。必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

総務省 0120-95-0178

活用可能な広報素材（データ提供）②

< 手続スポット告知チラシ >

マイナンバーカードをお持ちの方へ
 お好きなキャッシュレス決済で
 使えるポイントが **付与率 25%** まで
上限 5,000円分 もらえちゃう！
 いますぐマイナポイントの申込みを！

マイナポイントの申込みは、
お近くの手続スポットが便利！

マイナポイント手続スポットは、
 マイナポイント予約申込手續が安心・安全に、
 かつ無料で行える場所です。
 市区町村窓口のほか、全国約9万箇所の端末でお手續が可能です。

日本全国に累計9万拠点以上！

7-Eleven | LAWSON | au | docomo | SoftBank
 AEON | B | MIZUHO | YAMADA | 郵便局

マイナポイント専用ホームページで
 お近くの手続スポットを探しましょう！

マイナポイント手続スポットには、
必ずこのマークが掲示されています。

※市区町村が管内に設置した窓口では、掲示していない場合があります。

マイナポイント
 手続サポーターとは？

自治体設置の窓口でマイナポイント手続スポットとして登録し、
 マイナポイント予約申込手續を安心・安全にサポートする役割です。

市区町村窓口 市区町村窓口ではマイナンバーカード交付と合わせて、マイナポイント予約申込及既払も実施しています。
 ※すでにマイナンバーカードをお持ちの方もマイナポイント予約申込の手續が可能です。
 ※一部、対応していない市区町村があります。

名称	住所	取扱時間
ATM	セブン銀行	夜間24時間受付
コンビニエンスストア	ローソン	平日9:00~20:00 土曜9:30~17:30
スマートフォン販売店	au (auショップ)	
	docomo (NTT FOMAショップ)	
	ソフトバンク (ソフトバンクショップ)	
	SoftBank (ソフトバンクショップ)	
タブレットPC販売店	MIZUHO みずほ銀行	
	YAMADA ヤマダ電機	

※一部、対応していない店舗や時間帯に限定している店舗もあります。
 ※営業時間により、申込可能枠に上限があります。

登録済事業者 一部のマイナポイント登録済事業者ではマイナポイント予約申込手續も実施しています。

マイナポイントの
 申込みに必要なもの

マイナンバーカード | 2枚の写真 | 申請用紙 | 申請手数料 | マイナポイント | マイナポイント | マイナポイント | マイナポイント

総務省 | 内閣府 | 事務局 | TEL:0120-95-0176 | 24時間受付専用ダイヤル:0120-95-0176

< B3ポスター >

マイナンバーカードをお持ちでない方へ
QRコード付き交付申請書を送付中！

マイナンバーカードで
マイナポイント

2021年3月までに /
**マイナンバーカードを
 申請すると
 マイナポイントがもらえる！**

お好きな
 キャッシュレス
 決済で使える！ **上限 5,000円相当** 付与率 **25%**

マイナポイントを申し込みに、マイナンバーカードを持って、マイナポイントの申込みを行い、
 届いたキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする必要があり、
 2万円以内で、最大5,000円相当のポイントがもらえます。

総務省 | 内閣府 | 詳しくは マイナポイント | 申請書

< テーブルテント >

マイナポイント
 手続サポーター

お好きなキャッシュレス決済で
 使えるポイントが **付与率 25%** まで
上限 5,000円分 もらえちゃう！

マイナポイント
 手続サポーター

お好きな
 キャッシュレス
 決済で使える！ **上限 5,000円相当** 付与率 **25%**

マイナポイントを申し込みに、マイナンバーカードを持って、マイナポイントの申込みを行い、
 届いたキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする必要があり、
 2万円以内で、最大5,000円相当のポイントがもらえます。

総務省 | 内閣府 | 事務局 | TEL:0120-95-0176 | 24時間受付専用ダイヤル:0120-95-0176

< 立体スイング >

マイナポイント
 手続サポーター

お好きな
 キャッシュレス
 決済で使える！ **上限 5,000円相当** 付与率 **25%**

マイナポイントを申し込みに、マイナンバーカードを持って、マイナポイントの申込みを行い、
 届いたキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする必要があり、
 2万円以内で、最大5,000円相当のポイントがもらえます。

総務省 | 内閣府 | 事務局 | TEL:0120-95-0176 | 24時間受付専用ダイヤル:0120-95-0176

(参考) マイナポイントの利用促進に向けて取り組んでいただきたい事項①

- **マイナポイントに関する予約・申込支援の充実** (支所、公民館等での窓口開設や商業施設への出張支援の実施 等)
- **マイナポイントに関する広報の積極的实施** (公共施設や商業施設、イベント、広報誌、各種メディアを通じた周知 等)

地方公共団体における取組 (例)

- **マイナポイントの申込支援の休日窓口の設置**
- **市内26箇所で支援窓口を巡回設置 (静岡県富士市)**

- ・マイナンバーカードの休日窓口の開設にあわせ、マイナポイントの申込支援窓口を開設
- ・市内26箇所のまちづくりセンターで支援窓口を巡回設置 (実施場所についてはカレンダー形式でHPに掲載)

2020年9月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30	31	1 ●申込 ●受付	2 ●申込 ●受付	3 ●申込 ●受付	4 ●申込 ●受付	5
6 ●申込 ●受付	7 ●申込 ●受付	8 ●申込 ●受付	9 ●申込 ●受付	10 ●申込 ●受付	11 ●申込 ●受付	12
13 ●申込 ●受付	14 ●申込 ●受付	15 ●申込 ●受付	16 ●申込 ●受付	17 ●申込 ●受付	18 ●申込 ●受付	19
20 ●申込 ●受付	21 ●申込 ●受付	22 ●申込 ●受付	23 ●申込 ●受付	24 ●申込 ●受付	25 ●申込 ●受付	26
27 ●申込 ●受付	28 ●申込 ●受付	29 ●申込 ●受付	30 ●申込 ●受付	1	2	3

2020年10月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	1 ●申込 ●受付	2 ●申込 ●受付	3
4 ●申込 ●受付	5 ●申込 ●受付	6 ●申込 ●受付	7 ●申込 ●受付	8 ●申込 ●受付	9 ●申込 ●受付	10

実施場所をHPに掲載

- **大型商業施設等での予約・申込支援窓口の常設 (群馬県前橋市)**

- ・マイナポイントの申込支援業務を事業者に委託することで、本庁のほか、支所、大型商業施設において支援窓口を常設



支援窓口の様子

- **県による市町村の取組支援 (和歌山県)**

- ・市町村が円滑にマイナポイントの申込支援イベントを行えるよう、県が必要機材等の準備や県職員の出張申請サポートを実施
- ・県内市町村が使用するための広報ツール (啓発マスク等) を一括発注



出張申請サポートの様子

- **多様な媒体による広報や公立学校児童・生徒へのマイナポイントチラシの配布 (埼玉県さいたま市)**

- ・市の広報誌のほか、無料の各種広報媒体や区役所のデジタルサイネージ、大型駅の映像装置、ローカル局のテレビ・ラジオを活用した広報を実施
- ・7月にすべての公立学校の全児童・生徒へチラシを配布



児童・生徒へ配布したチラシ

(参考) マイナポイントの利用促進に向けて取り組んでいただきたい事項②

■ 民間決済事業者と連携したマイナポイントの予約・申込支援の取組

地方公共団体の取組に連携可能な民間事業者（総務省にて情報をとりまとめ）

連携内容	連携可能な民間事業者
①民間事業者の店舗スペースの無償貸与 地方公共団体が行うマイナンバーカードやマイナポイントの出張手続支援に対するショッピングモールやスーパーマーケット等の事業者店舗の空きスペースの無償提供	イオンリテール(株)、KDDI(株)、(株)UCS、(株)とりせん、(株)セイミヤ、(株)平和堂、(株)駿河屋魚一、(株)バローホールディングス、静銀セゾンカード(株)、(株)ペルソナ、東城町商工会、(株)ゆめカード、(株)サンキュードラッグ
②民間事業者の保有する広報媒体の無償提供 各事業者が有する広報媒体(ホームページ、自社店舗広告スペース、DM、メールマガジン、SNS、アプリ内メッセージ、チラシ等)の地方公共団体への無償提供	イオンリテール(株)、KDDI(株)、(株)UCS、(株)みずほ銀行、(株)とりせん、(株)セイミヤ、(株)大津屋、岡谷商工会議所、飛騨信用組合、(株)オークワ、(株)ビッグ富士、(株)田子重、静銀セゾンカード(株)、(株)平和堂、(株)ペルソナ、東城町商工会、(株)サンキュードラッグ
③その他民間事業者による無償での協力 地方公共団体が行うマイナンバーカードやマイナポイントの出張手続支援の取組への出展(人員派遣)等	イオンリテール(株)、(株)ゆうちょ銀行、KDDI(株)、(株)セブン銀行、楽天ペイメント(株)、(株)ローソン、(株)イオン銀行、楽天Edy(株)、(株)ゆめカード、東城町商工会
④その他民間事業者による有償での協力 事業者店舗の空きスペースの有償提供等	イオンリテール(株)、楽天カード(株)、JPコミュニケーションズ(株)、(株)UCS、ソフトバンク(株)、(株)イオン銀行、楽天Edy(株)、東日本旅客鉄道(株)、(株)マキヤ、西日本旅客鉄道(株)、(株)オークワ、(株)ゆめカード、(株)サンリブ、(株)フジ・カードサービス

※各事業者の連絡先は、総務省より各地方公共団体へ通知済（R2.10.28「登録決済事業者等と連携したマイナポイント予約・申込支援等の積極的な実施について」）

■ 地域おこし協力隊及び集落支援員を活用したマイナポイントの予約・申込支援の取組

※R2.11.5 総行情第137号「地域おこし協力隊及び集落支援員を活用したマイナンバーカードの普及促進及びマイナポイント予約・申込支援等の取組の一層の推進について」

JPQRによるマイナポイントの利用店舗開拓

- ✓ マイナポイントの利用店舗開拓に資する統一規格QRコード決済「JPQR」について、地域の中小店舗も含めた導入を令和2年度に引き続きサポート。
- ✓ 自治体、商工団体等は、事業者向けのJPQR説明会を開催する際に、講師派遣、資料提供等のサポートを活用可能。
- ✓ 自治体の場合、JPQR普及促進に係る経費（説明会会場費、広告費等）にマイナポイント事業費補助金を活用可能。



- ✓ 店頭にはこれ1枚設置でOK
- ✓ 使える決済サービスのロゴを見て消費者自身がスマホのアプリを起動。QRを読み取って会計
- ✓ 国内大手QRコード決済サービスをはじめ、約20社の支払いに対応

2020年度普及事業参加決済サービス一覧



自治体、商工団体等が活用可能なサポート内容※

※検討中の内容を含みます

- ✓ 申込説明会における支援
 - ✓ 説明会講師(兼申込サポーター)派遣
各自治体において、希望場所で説明会を実施
 - ✓ オンライン説明会の開催
会場に来ることが難しい参加者のためにZOOM開催を実施
 - ✓ 説明会資料やチラシ素材データの作成・提供
説明資料や、開催案内チラシ素材を作成し提供
 - ✓ 会場にWEB申込用タブレット等の設置
WEB操作に慣れない当日申込希望者のサポートを実施
- ✓ 申込・利用フォローアップ
 - ✓ WEB申込サポート有人窓口の設置
一定期間、自治体内の希望場所において自治体等が設置する窓口にて、WEB申込サポーターや申込専用のタブレット端末等を配備
 - ✓ JPQR利用サポート説明会講師派遣
申込説明会から1-2か月後を目処に、JPQRの初期設定・使い方等のサポート説明会を実施
 - ✓ コールセンターでのサポート
本事業専用のコールセンターを設置し、申込や設定などを含む本事業全体の問合せ対応・支援等を実施

- 連絡先：総務省情報流通行政局情報流通振興課デジタル企業行動室 03-5253-5857 digital_kigyuu@ml.soumu.go.jp
- JPQR普及事業コールセンター：0120-206-100（9:00～18:00 土日祝日含む）（ご不明点・お申込み方法のお問合せ）
- 自治体・商工団体向けサポートに関する問い合わせ先（JPQR普及事業事務局）：jpqrseminar_2@tohatsu.co.jp
- 事業WEBサイト：<https://jpqr-start.jp/>

目的・概要

R2年度に実施中のマイナポイントの基盤を活用し、地方公共団体が多様なポイント給付施策を行うことができる基盤を構築するため、複数の地方公共団体においてモデル事業を実施

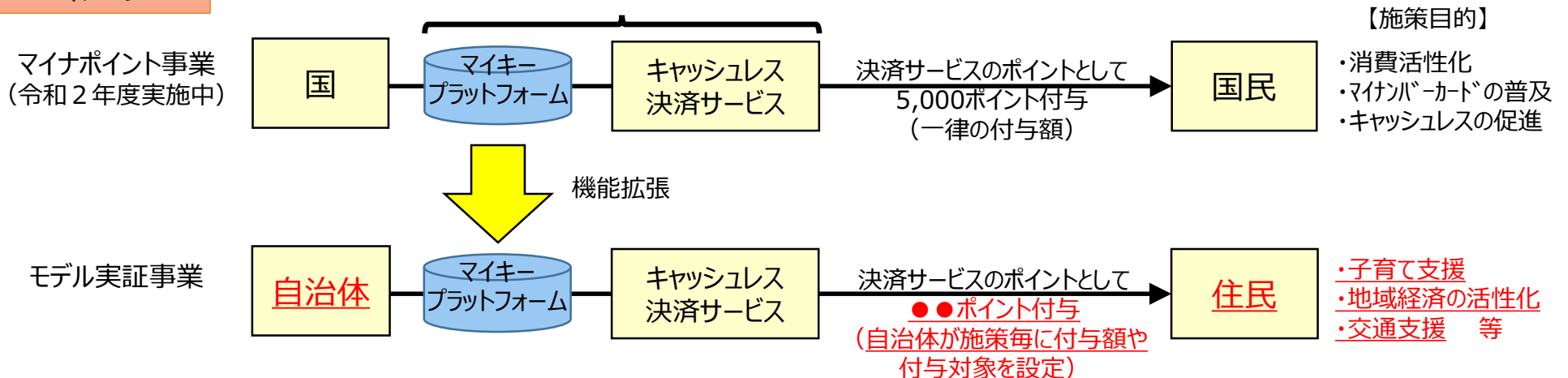
事業内容

- モデル事業を展開する自治体への支援（システムの運用等に係るサポート等）
- モデル事業の進捗を踏まえたシステム（マイキープラットフォーム）の機能強化 等

<想定するモデル事業の例>

- A市に居住する一定の子育て世帯の世帯主に対し、〇万円分のポイントを給付（子育て支援）
- B町内の店舗で買い物をした場合に〇%分のポイント（上限〇万円分）のポイントを給付（地域経済の活性化）
- C市に居住する一定の年齢の住民に対し、地域内の交通での利用を対象とした〇万円分のポイントを給付（交通支援）

イメージ



自治体DXの推進

自治体DX推進計画の意義・目的

自治体におけるDX推進の意義

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

- 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。
このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要である。
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる とともに、
 - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

※EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

自治体DX推進計画策定の目的

- 政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていく。

自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」こととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

推進体制の構築

- 組織体制の整備
- デジタル人材の確保・育成
- 計画的な取組み
- 都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

DX推進のため、以下により、推進体制を構築

○組織体制の整備

首長、CIO、CIO補佐官等を含めた**全庁的なマネジメント体制の構築**

○デジタル人材の確保・育成

全庁的なDX推進体制構築にあたり、**外部人材の活用・職員の育成を推進**

【国の支援策等】総務省・内閣官房(デジタル庁)・都道府県の連携による外部人材確保の仕組みの構築、
総務省・内閣官房(デジタル庁)の連携による「共創プラットフォーム」の創設・自治体職員への研修等の実施、
新たに、市町村が外部人材を雇用する場合の経費について特別交付税措置(措置率0.5)

○計画的な取組み

重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み

【国の支援策等】2021年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定

○都道府県による市区町村支援

市区町村における**個別の施策の着実な推進、デジタル技術の共同導入、人材確保**について支援

重点取組事項①

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】 自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出【総務省・内閣官房】 国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】 2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援（国費10/10 1508.6億円 2025年度まで）【総務省】
<p>② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】 2020年度第3次補正予算において、出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【内閣府】 マイナポータルのUI・UX改善【内閣府】 2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援（国費1/2 249.9億円 2022年度まで）【総務省】
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】 AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【総務省】 ・[再掲]デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】

重点取組事項②

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>⑤ テレワークの推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・LGWAN-ASPによるテレワーク環境の提供【総務省】 ・テレワーク導入事例等の提供【総務省】
<p>⑥ セキュリティ対策の徹底 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】 ・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】

【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<p>① 地域社会のデジタル化 デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】
<p>② デジタルデバйд対策 「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】 ・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】

※予算に関わるものは当該予算の成立が前提

※所管については現時点での所管省庁を記載

「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 【内閣官房、総務省、関係省庁】</p>	<p>目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合 ・標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合 ・地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)
<p>② マイナンバーカードの普及促進 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。</p>
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備 ・処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン利用率 ・住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 【総務省】</p>	<p>AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するとともに、先進事例について、横展開を推進する。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

※「デジタル・ガバメント実行計画」等：「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

※所管については現時点での所管省庁を記載

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度
（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）